

児童虐待は「世代を超えて人生を壊す」 法律で禁止された違法行為です

～家庭内であっても法的な免責はありません。虐待の連鎖を断ち切るために～

〈問い合わせ・相談〉こども未来課 子育て支援係 ☎0967(67)2715



お知らせ

親権や監護権は子どもの人格を支配する権利ではありません。児童虐待防止法および民法において、保護者や親族によるいかなる虐待行為も法律で明確に禁止されています。

家庭内という閉ざされた環境で行われる加害は、子どもの尊厳を奪うだけでなく、将来にわたる愛着形成や子育てにも深刻な影を落とし、次の世代への「負の連鎖」を引き起こします。「家庭内のこと」「しつけの環境」という理由は、法律上いっさい通用しません。

■法律上禁止されている児童虐待の類型（児童虐待防止法第2条）

身体的虐待・体罰の禁止

殴打、激しい折檻（厳しく叱ること）、正座の強要など、身体に苦痛や外傷を与える行為は法律で全面的に禁じられています。

心理的虐待の禁止

暴言、人格否定、脅迫、配偶者への暴力を子どもに見せる行為（面前DV）など、心に深いトラウマを負わせる行為。

性的虐待の禁止

親族などの立場を利用した性的な加害や接触、わいせつな行為の強要など、子どもの尊厳を根底から踏みにじる行為。

ネグレクト（育児放棄）の禁止

必要な食事を与えない、不潔・危険な環

境に放置する、病気やケガに必要な医療を受けさせないなどの監護義務違反。

■通告は法律上の義務です（児童虐待防止法第6条）

虐待を受けたと思われる子どもを見つけた場合、すべての住民に速やかな「通告義務」が課されています。周囲の気づきと早期の通告が、被害の拡大を防ぎ、世代を超えた連鎖を止める第一歩です。

児童相談所虐待対応ダイヤル （24時間対応・通話料無料・匿名可）

電話番号：189

※通告者の秘密は法律により厳格に守られます。

■ひとりで抱え込まないで、まずはご相談ください

「イライラして子どもに強く当たってしまった」「泣き止まなくてどうしていいかわからない」など、子育ての不安や悩みは誰にでもあるものです。

「もしかして虐待かも…」と悩む前に、どんな小さなことでもこども未来課へご相談ください。専門のスタッフが一緒にお話を

伺い、サポート方法を考えます。秘密は厳守されますので、安心してご連絡ください。
対象：子育て中の保護者、ご家族、または子育てにお悩みの人

「子育て相談・情報発信 公式LINE」

気軽にメッセージで相談したい人は、「こども未来課 公式LINE」をぜひ友だち登録してください。名前を送信すると、こども未来課で登録を確認します。



公式LINE